

◇妊婦教室

とき	対象者	内容	持ってくる物
8月2日(月) 午前9時45分～ 正午	妊婦 妊婦の夫	妊娠・出産 について	筆記用具 母子手帳

※希望者は、1週間前までに電話で申し込んでください。

◇ベビーサークル(事前の申し込みは不要です。)
赤ちゃんとお母さん集まれ! 気軽に話し合えるサークルです。

とき	対象者	持ってくる物
8月6日(金) 9月10日(金)開放日 午後1時30分～ 3時	乳児(1歳未満) とお母さん	必要なミルク、 オムツなど

※開放日は、スタッフ(保健師・助産師・保育士)が入らない日です。

◇健康相談・育児相談

とき	内容
8月9日(月)、8月20日(金) 9月2日(木)、9月15日(水) 午前10時～11時30分 午後1時～2時30分	助産師による育児相談 ※要予約
毎週月・金曜日 午前9時～午後4時	保健師による健康相談 思春期の電話相談

※育児相談は事前に申し込みが必要です。希望者は早めに電話で申し込んでください。

◇2歳児むし歯予防教室

とき	対象児	内容
9月6日(月) 午後1時～	平成14年4月2日 ～9月30日生まれ	・歯科検診 ・むし歯予防のお話
9月7日(火) 午後1時～	平成14年10月1日 ～平成15年4月1日生まれ	・ブラッシング指導

※詳しい内容は、対象者に個人通知をお送りします。申し込みは不要です。



栃木県の一部の地域で風しんの患者が多発しています。風しんは、妊婦が妊娠初期にかかると生まれてくる赤ちゃんに異常が見られることがあります。これまでに、風しんにかかったことがなく、風しんの予防接種を受けていない人は、予防接種を受けましょう。

※予防接種に関することは、かかりつけの医師、又は健康福祉課にお問い合わせください。

▼問い合わせ先=健康福祉課 保健衛生係

☎ 669132

風しん相談窓口

県南健康福祉センター ☎ 221219

保健

健康福祉課 ☎ 669132

保健センター ☎ 664584

予防接種 ●受付時間=午後1時30分～2時30分
●場 所=保健センター

◇ツベルクリン反応検査とBCG接種

	とき	対象児	接種方法
ツベルクリン反応検査	9月1日(水)	平成16年1月1日～	ツベルクリン反応検査を行い48時間後に判定をして、陰性の人(直径9mm以下)にBCG接種を行う。
B C G	9月3日(金)	3月31日生まれ	

該当児以外のお子さんで、まだ接種が済んでいない子は受けることができます。

健康相談・健康診査 ●場所=保健センター

◇乳幼児健康診査

健 診	とき	対象児	受付時間
4か月	8月24日(火)	平成16年4月生まれ	午後1時～2時
8か月	8月27日(金)	平成15年12月生まれ	
1歳6か月	8月30日(月)	平成15年1月生まれ	午後1時～2時
3歳	8月23日(月)	平成13年7月生まれ	

※1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査は歯科検診がありますので、口の中はきれいにしてきてください。

◇12か月児健康相談

とき	対象児	内容
8月4日(水) 午後1時30分～2時30分	平成15年7月生まれ	身長・体重測定。発育チェック及び育児相談と栄養相談
9月8日(水) 午後1時30分～2時30分	平成15年8月生まれ	

◇栄養相談

お子さんの離乳食、幼児食のことから生活習慣改善に向けての食事など、専門の栄養士が相談に応じます。

とき	内容
8月12日(木)、9月16日(木) 午前10時～11時30分 午後1時～2時30分	栄養士による個別栄養相談 ※要予約

※事前に申し込みが必要です。希望者は電話で申し込んでください。

◇育児教室

とき	対象者	内容	持ってくる物
8月2日(月) 受付 午前9時40分～50分	子育て中の 母 親	育児講話	母子手帳 筆記用具
9月10日(金) 受付 午前9時40分～50分		離乳食実習	母子手帳 筆記用具 エプロン 三角巾

※原則的に育児講話と離乳食実習の2回コースです。※子育てボランティアが子守ります。希望者は1週間前までに電話で申し込んでください。

虐待から子どもを守ろう！



●わたしたちができること

子どもを取り巻く環境が著しく変化していく中、『虐待』ということばをよく耳にするようになりました。テレビや新聞等では、虐待により命に危険を及ぼす重いけがを負った子どもや、食べ物も十分に与えられずやせ細った子ども等が取り上げられ、胸がしめつけられる思いをすることと思いますが、実際に通告や相談に上がってくる虐待の件数は氷山の一角だとも言われています。

虐待の定義や発見・通告・早急な対応方法等が定められた「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12年11月に施行されて以来、益々、児童相談所に寄せられる相談処理件数は増加の一途をたどっています。

子どもの小さな命を守り、健やかな成長を育むために、私たちが地域の中でできることを考えていきましょう。

●子ども虐待とは

①身体的虐待：傷・あざ・骨折・やけどなどを生じさせる行為。殴る・蹴る・投げ落とすなどの外傷を生じさせるおそれのある行為。

②性的虐待：わいせつな行為をする

こと。又は、わいせつな行為をさせること。

③ネグレクト（怠慢、無視、放置）：適切な食事や衣服を与えない、病院に連れていけない、無関心・無視など子どもに必要な愛情を与えないなど保護者としての監護を怠ること。

④心理的虐待：言葉による脅かし、脅迫、子どもの心を傷つける言葉を繰り返すなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待には以上の4つの種類があり、身体的虐待のように明らかな外傷による目に見える虐待と、ネグレクトや心理的虐待などの目に見えにくい虐待があります。

虐待は「親」の立場ではなく、「子ども」の立場にたって考えることが大切で、子どもがどう感じているか、苦痛を伴っているかどうかのポイントになります。

●通告は国民の義務！

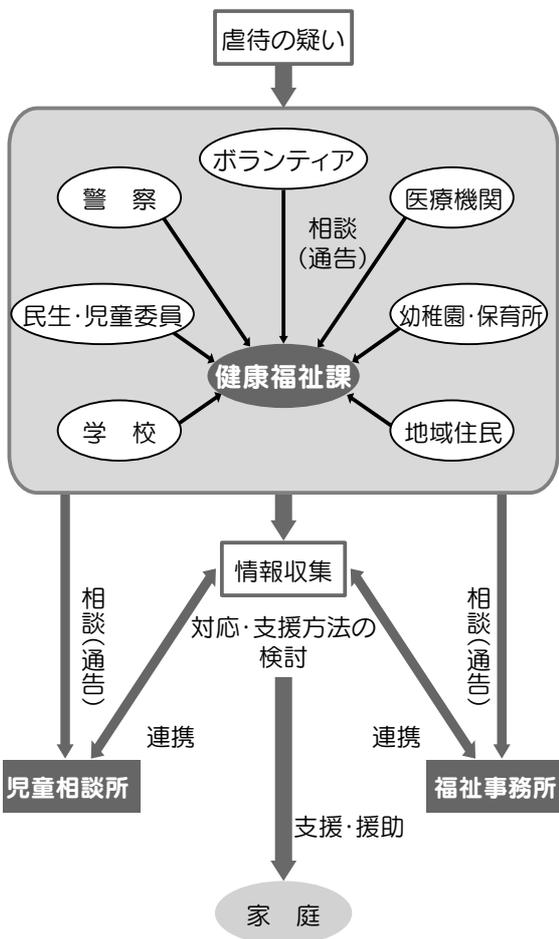
いつも大人の怒鳴り声や子どもの泣き声がある、あざや傷が絶えないなどあなたの周りには「気になる親子」や「おかしいと感じること」はありませんか？虐待は特別なこと

ではなく、あなたの周りでいつでも起こりうることです。

虐待または虐待のおそれのある子どもを発見したときは、国民には連絡（通告）する義務があります。連絡（通告）は子どもを守るためのもので、また、連絡（通告）した人が特定されないように秘密は守られます。

●「虐待かな…」と迷ったらまずはご相談を！

町では、平成15年度に幼児虐待防止支援ネットワークを構築し、関係者で連携を図りながら、住民に一番身近な市町村において、地域ぐるみで子育て支援を行っていくための体制作りを行っています。また、虐待が疑われるお子さんを



発見した場合、関係者で情報収集を行いながら対応方法を検討し、支援・援助を行っています。『気になる親子』や『おかしいと感じること』までご連絡ください。

連絡（通告）先

- ①上三川町役場 健康福祉課
☎ 9132
- ②県南健康福祉センター（福祉事務所）
☎ 0488
- ③中央児童相談所
☎ 028(665) 7830

▼問い合わせ先 健康福祉課
保健衛生係 ☎ 9132